

富士北麓浄化センター施設見学ガイドライン

令和3年 4月21日策定
公益財団法人山梨県下水道公社
富士北麓浄化センター

1 目的

富士北麓浄化センターの見学者等を対象に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講ずることにより、施設見学者及び職員等の安全を確保し、円滑な見学の実施と、下水処理事業を停滞させないことを目的とする。

2 対策の実施期間

見学再開日（令和3年4月21日）から当面の間とする。

常に国及び県の動向を注視し、適時適切な対策を実施するものとするが、次の場合は、施設見学を中止する。

- ① 山梨県において、下水道施設の見学受け入れを中止する場合
- ② 本公社業務又は下水処理事業の実施に支障をきたす状態になった場合
- ③ その他、管理者が施設見学を中止すべきと判断した場合

3 見学の制限

- (1) 1回あたりの見学者数は、50人を限度とする。（会議室、ロビー、見学場所において、人と人との間隔を最低1m確保できる人数）

※ 学校教育の一環である場合は、本公社と学校側との協議により、必要な感染防止対策が担保されるとともに、施設見学の運営に支障がないと確認できた場合に限り、50人を超えることができる。

※ 基本的には、50人を超える学校については分割対応や下水道出前教室への移行を促す。

※ 緊急事態宣言、または、まん延防止等重点措置が発令されている地域に居住する者については、原則として、施設見学を認めないものとする。

- (2) 原則として、1回あたりの滞在時間は2時間を限度とし、見学は1日あたり最大2団体とする。2団体の場合は、午前、午後に分け、互いの団体が接触せず、合間に施設の消毒が十分行える時間を持たせるものとする。
- (3) 過去2週間以内に、感染が引き続き拡大している国・地域への訪問をしたことがある場合は、見学しないよう要請する。

4 安全確保対策

(1) 見学者の安全確保のために実施すること

ア 来場前に健康状態の確認と検温を行うことを促し、次のいずれかの状態である場合は見学できない。

- ① 体温が平熱に比べ1度以上高い場合
- ② 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある場合
- ③ 軽度であっても咳・咽頭痛、嘔吐・下痢などの症状がある場合

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人の場合には、体調管理をより厳重にするよう促す。

※ 施設到着後、体温に不安がある人は施設見学担当者に申し出て検温を行うものとし、体温が平熱に比べ1度以上高いことが確認できた場合は、見学することができない。

イ 見学者の中から感染者が発生した場合に備え、来場者全員（来場者全員と確実に連絡が取れる場合によってはその責任者）の氏名及び緊急連絡先を把握する。

感染者が発生した場合は、相互に情報提供するよう協力を求める。

※ 個人情報保護に関する最大限の配慮を行う。

※ 学校単位での見学者に当たっては、当該学校の連絡先、担当者を把握し、学校から当日来場者全員との連絡が取れることを確認する。

ウ 感染者が見学を訪れていた事実が判明した場合には、見学を一時中止し、保健所の指導に従い消毒等を行う。

エ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を促す。

オ 他人との距離を原則2メートル（概ね互いに手を伸ばして届く距離）、最低でも1メートル以上確保し、対面又は近距離での会話や大声で話すことを避けるよう促す。

※ 学校教育の一環である場合は、本公社と学校側との協議により、必要な感染防止対策が担保されるとともに、施設見学の運営に支障がないと確認できた場合はこの限りではない。

カ 館内での飲食は、原則として水分補給を除き禁止する。

※ 学校教育の一環である場合は、本公社と学校側との協議により、必要な感染防止対策が担保されるとともに、施設見学の運営に支障がないと確認できた場合はこの限りではない。

キ トイレを使用したときは、蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

ク 鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉し持ち帰るよう促す。

(2) 職員の安全確保のために実施すること

ア 職員に対して定期的な検温や健康記録を促し、次のいずれかの状態である場合は、必要に応じて医療機関の受診等を促すとともに、所属長は診断結果の把握に努める。

- ① 体温が平熱に比べ1度以上高い場合
- ② 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある場合
- ③ 軽度であっても咳・咽頭痛、嘔吐・下痢などの症状がある場合

イ 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底する。

ウ 衣服や身に付けているものを、こまめに洗濯・消毒する。

エ 職員に感染が疑われる場合には、保健所の調査に協力し、必要な情報を提供するとともに、当該職員は、特別休暇（感染症まん延防止休暇等）を取得し感染拡大防止に努める。

(3) その他、感染を防止するために実施すること

ア 接触感染を防止するため、不特定多数の人が頻繁に触れる部位（高頻度接触部位）等については、見学終了後又は適時に、アルコールや次亜塩素酸ナトリウム溶液等、当該箇所に最適なものを用いて消毒する。

●高頻度接触部位の例

カウンター、机、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、タッチパネル、蛇口、手すり等

※ 見学コース内の手すり（通路の平坦な直線部分）、トイレ内の乾燥機（ハンドドライヤー）は、表示等により見学者が触れないような対策を行う。

イ 会議室及び見学コースでは、窓の開放、空調設備の使用等により、換気を行う。

ウ サンプル試料、顕微鏡などの機器その他の説明用資料は、来場者には触れさせない。

エ 新型コロナウイルス感染症の拡大予防に対する意識の高揚を図り、円滑な見学の実施に資するため、別紙「見学者の感染症対策チェックシート」の提出を求めるものとし、当該チェックシートを提出できない場合は、見学を認めない。

オ 厚生労働省が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促す。

富士北麓センター見学者の感染症対策チェックシート

提出日 令和 年 月 日

富士北麓浄化センターでは、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するため、山梨県が示す「施設における感染拡大予防ガイドラインの作成基準（令和2年11月26日改訂）」等に準拠し、施設見学に一定の制限を加えるとともに、見学者の安全確保対策を実施しています。

見学をご利用の皆様には、何かとご不便な点が多いと思いますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、山梨県に緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発令された場合等には、見学を中止することがありますので、あらかじめご承知ください。

区分	チェック項目	チェック
見学 利用 前 の 条件	●感染予防の「3つの基本」と「新しい生活様式」を見学者に周知してください（別紙参照）。 ①人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空け、接触を減らす ②外出時、屋内にいるときや会話をするときはマスクを着用し、飛沫（ひまつ）感染を防ぐ ③手洗い（30秒程度）又は手指消毒を徹底し、接触感染を防ぐ	
	●見学者数は50人以内です（教育目的の場合は、ガイドラインに基づき学校側と協議して決定します）。	
	●施設内への滞在時間は、見学時間を含め原則として2時間以内です。	
	●見学者への事前の案内として、①～④のいずれかに該当する人は、見学できないことを周知してください。 ①体温が平熱に比べ1度以上高い人 ②利用の当日に息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある人 ③軽度であっても咳・咽頭痛、嘔吐・下痢などの症状がある人 ④過去2週間以内に、感染が引き続き拡大している国・地域への訪問をしたことがある人 ※特に、高齢者や基礎疾患のため重症化リスクが高い人は、体調管理に留意されるよう呼びかけてください。	
見学 当日	●見学当日は、参加者の健康状態の確認と検温を行い、①～④のいずれかに該当する人は、見学できません。 ①体温が平熱に比べ1度以上高い人 ※施設到着時、体温に不安がある方 受付に申し出てください。 ②利用の当日に息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある人 ③軽度であっても咳・咽頭痛、嘔吐・下痢などの症状がある人 ④過去2週間以内に、感染が引き続き拡大している国・地域への訪問をしたことがある人	
	●見学者数は50人以内です（教育目的の場合は、ガイドラインに基づき学校側と協議した人数）。	
	●施設内への滞在時間は、見学時間を含め原則として2時間以内です。	
	●入館時に手指消毒をしてください。	
	●施設内では、次の事項を守ってください。	
	①感染予防の「3つの基本」を守るとともに大声での会話は控えてください。	
	②施設内での飲食は、原則として水分補給を除き禁止します。	
	③トイレを使用したときは、蓋を閉めて汚物を流すようにしてください。	
④鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉し持ち帰るようにしてください。		
事後	見学利用後、14日以内に見学者の中から感染者が発生した場合は、富士北麓浄化センター（電話 0555-22-2259）まで連絡してください。	

上記の内容を遵守して、見学します。

（見学日時） 令和 年 月 日 午前 ・ 午後 時～ 午前 ・ 午後 時

（団体名）

（所在地）

（見学時の責任者 職・氏名）

（見学時の責任者 連絡先）

職場 ・ 携帯 ・ 自宅 （いずれかに○）

注1：チェック欄には○か×を記入してください。

注2：チェック欄全てが○の場合は見学可能です。

注3：チェックシートは事前に作成し、当日受付に提出してください。

●厚生労働省が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をご利用ください。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成